

★プール事故防止

取組

ポイント1

児童等への安全教育を徹底する。

- 水泳は危険を伴う運動であるため、睡眠を十分にとる、欠食をしないなど体調管理に努め、十分に準備運動を行うなど、自ら安全な行動を取ることの重要性について指導する。
- 周囲の級友の安全について気を配りながら泳ぐことを指導する。
- 人員点呼（バディシステム等）の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする。
- 典型的な事故例を知り、個人の能力に応じた水泳を心がける。

- ・スタート時に頭部から深く入水し、水底で頭部を打つ。
- ・入水や潜水の際、無理な息こらえ等による重大事故（ノーパニック症候群）がある。
- ・一定の技能を身に付けている児童等にも重大事故がある。

ポイント2

施設の安全点検と水質管理を徹底する。

- プールの安全管理・衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「学校環境衛生の基準」を参考として徹底を図り、適切な管理体制を整える。
- プールの排（環）水口の蓋及び吸い込み防止金具の強度、ボルト等による固定等が十分か、定期的に点検し、不備な箇所は速やかに改善を図る。
- プールの遊離残留塩素濃度は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定し、必要事項を帳簿等に記録し、保存しておく。
- プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する。
- 塩素剤等を取り扱った水質管理や排水時の措置は、安全に十分配慮するとともに、学校薬剤師の指導・助言を得る。

ポイント3

指導時の安全管理を徹底するとともに、緊急時に常に備える。

- 指導に当たっては、「水泳指導の手引き（二訂版）」及び「学校における水泳事故防止必携（新訂版）」を参考とする。
- 監視員は、プール全体が監視できるよう十分な人数を配置する。
- プールサイドに不要な器具等を放置せず、安全に留意する。
- 非常事態に備え、携帯電話等をプールに持参する。
- ノーパニック症候群に関する共通理解を図り、指導時に留意する。
- 全教職員が、救急蘇生法及びAEDの使用法等を身に付ける。
- 緊急対応について明確にしておく。

- ・事故発生時には、即座に呼吸及び脈拍を確認し、必要な場合は救急車の要請をするとともに、その場で救急蘇生を行う。
- ・事故現場の目撃者を最小限に抑えるとともに、目撃した児童等の心のケアに努める。

ポイント4

水泳中の事故防止について、保護者に十分な啓発をする。

- 夏季休業中等の水泳事故の際、即座に救急蘇生法を実施できるよう保護者と連携して研修会等を実施する。